

## 市町村設置型浄化槽使用料について

### ▼ 市町村設置型浄化槽使用料

市町村設置型浄化槽は、し尿や生活雑排水(洗濯排水、台所、風呂など)を処理できる合併浄化槽を市がご家庭の敷地内に設置するもので、維持管理費に係る費用を市町村設置型浄化槽使用料としてご負担していただいています。

※市町村設置型浄化槽事業は、平成 24 年度をもって事業を終了しています。新たに浄化槽の設置を希望する場合は「浄化槽設置整備事業(個人設置型浄化槽)」をご利用ください。

### ▼ 市町村設置型浄化槽使用料が変わります

消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、市町村設置型浄化槽使用料を現行の消費税率 5%の税込額から消費税率 8%の税込額に改定します。

今後も、経費節減、適切な維持管理に努め、安定的なサービスを提供してまいりますので、今回の改定にご理解をお願いいたします。

※今回の改定は消費税率の改正に伴うものであり、使用料本体(税抜)の改定ではありません。

### ▼ 市町村設置型浄化槽使用料の改定時期

市町村設置型浄化槽使用料は、**平成 26 年 4 月 1 日**より新使用料へ切り替わります。

なお、消費税率の改正には経過措置があり、4 月 1 日の施行日前から継続して使用し、施行日から 4 月 30 日までの間に使用料の額が確定するものについては、消費税率 5%の現行使用料が適用されます。(5 月分より 8%の消費税率が適用となります。)

## 市町村設置型浄化槽使用料(平成 26 年 4 月 1 日改定)

### 新使用料(平成 26 年 4 月～)




人槽区分	単位	使用料(円)
5 人槽	1 月	5,400
7 人槽	1 月	6,480
10 人槽	1 月	7,560
11 人槽以上	1 月	協議の上定める

### 改定前使用料(平成 26 年 3 月以前)

人槽区分	単位	使用料(円)
5 人槽	1 月	5,250
7 人槽	1 月	6,300
10 人槽	1 月	7,350
11 人槽以上	1 月	協議の上定める

※月額、消費税を含みます。

● お問い合わせは下記の連絡先までお願いします。

〒013-0022 秋田県横手市四日町 3-23	横手市水道お客様センター	 0182-32-2758  0182-38-8275  <a href="mailto:ykotecenter@toming.co.jp">ykotecenter@toming.co.jp</a>
-----------------------------	--------------	--